

綾瀬市消防水利整備及び維持管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市警防規程（平成4年綾瀬市消防本部訓令第5号）第10条第2項の規定に基づき、消防水利（以下「水利」という。）の整備及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(整備)

第2条 水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第4条の規定等に基づき計画的に整備するものとする。

(維持管理)

第3条 水利の適正な管理を行うため、水利台帳（第1号様式）を備えるものとする。

(調査)

第4条 水利の状況を把握するため、消防職員及び消防団員により水利調査を実施するものとする。

- 2 前項の規定に基づき水利調査を実施した者は、水利調査報告書（第2号様式）により、消防長に報告しなければならない。ただし、消防団員にあっては、任意様式（電子データ媒体）によって報告することができるものとする。また、警防活動上支障となる異常を発見したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、関係者等にその内容を報告するものとする。

(指定及び解除)

第5条 消防長は、公設以外の水利を消防の用に供しようとするときは、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の規定に基づき指定消防水利として指定するものとする。この場合において、消防水利指定承諾書（第3号様式）によりその所有者、管理者又は占有者（以下「権限者」という。）の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づき指定された水利の指定解除を希望する者は、消防水利指定解除申請書（第4号様式）により消防長の承認を得なければならない。
- 3 消防長は、前項の規定に基づく申請書が提出されたときは、その内容を検討し、適当と認めるときは、消防水利指定解除承認書（第5号様式）により承認するものとする。

(明示)

第6条 水利は、標識板（別表第1）及び路面標示（別表第2）により設置場所を明

示するものとする。ただし、未舗装道路等で路面標示が不可能な場合はこの限りでない。

2 標識板を設置する場合は、消防水利標識掲出承諾書（第6号様式）により権限者の承諾を得なければならない。

（防火水槽の撤去）

第7条 防火水槽の撤去を希望する者は、防火水槽撤去申請書（第7号様式）により消防長に申請するものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づく申請があったときは、周辺の消防水利及び建築物の状況並びに水利の整備計画等を総合的に検討し、支障がないと認めるときは、防火水槽撤去許可書（第8号様式）により許可するものとする。

（関係機関等への連絡）

第8条 消防長は、次に掲げる事項が発生したときは、速やかに関係機関等へ連絡するものとする。

- （1）水利の新設、移設又は廃止
- （2）水利の指定又は解除
- （3）消火栓の故障又は断水
- （4）防火水槽、プール、池等の減水
- （5）その他水利が使用不能となった場合

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

（綾瀬市消防地水利調査要綱の廃止）

2 綾瀬市消防地水利調査要綱（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

第1号様式その1（第3条関係）

消 火 栓 台 帳

水 利 番 号	—	口 径	mm	明細地図	P — —
設 置 場 所	綾瀬市				
目 標					
設 置 場 所	<input type="checkbox"/> 歩道上 <input type="checkbox"/> 車道上 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
設 置 区 分	<input type="checkbox"/> 公 設 <input type="checkbox"/> 開発行為（私設）				
設 置 年 月 日	年 月 日				
位 置 図					
備 考					

備 考 図式は、消防用図式記号を用い消火栓を中心にする。

防 火 水 槽 台 帳

水 利 番 号	—	容 量	m ³	明細地図	P — —
設 置 場 所	綾瀬市				
目 標					
型 式	<input type="checkbox"/> I型 <input type="checkbox"/> II型 ()		補助事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ()	
設 置 年 月 日	年 月 日				
土 地 所 有 者	私有地	— 賃貸	住 所		
		— 無償	氏名(名称及び代表者 名)及び電話番号	()	
契 約 年 月 日			年 月 日 (賃貸借名簿番号No)		
所 有 者	公有地	— 道路	担 当 部 門	(名称)	
		— 公園 — その他	許 可 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
				年 月 日から 年 月 日まで	
				年 月 日から 年 月 日まで	
				年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで					
位 置 図 (水槽の寸法を記入すること。)					

※ 名称欄には、公共施設名を記入すること。

第3号様式（第5条関係）

消 防 水 利 指 定 承 諾 書

次の水利を消防法第21条の規定による消防水利として指定されることを承諾いたします。

- | | |
|-------|-------|
| 1 種 別 | 2 型 式 |
| 3 水 量 | 4 位 置 |
| 5 所在地 | 綾瀬市 |

年 月 日

綾瀬市消防長 殿

承諾者 住 所

氏 名

参 考（消防法抜粋）

第21条 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水槽その他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定をした消防水利には、命令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

3 第1項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、あらかじめ所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

消防水利位置図

方 位

水利使用上の参考事項

第4号様式（第5条関係）

消防水利指定解除申請書

年 月 日

綾瀬市消防長 殿

申請者 区 分

住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

電話番号 （ ）

次の消防水利の指定解除を申請いたします。

1 所在地 綾瀬市

2 指定水利番号

3 理由

4 希望年月日 年 月 日

5 その他

備考 解除を希望する日の1箇月前までに申請すること。

消防水利指定解除承認書

年 月 日

様

綾瀬市消防長



年 月 日付けで申請のありました消防水利指定解除について、次のとおり承認いたします。

- 1 所在地 綾瀬市
- 2 指定水利番号
- 3 指定解除年月日 年 月 日
- 4 解除の条件

消防水利標識掲出承諾書

年 月 日

綾瀬市消防長 殿

承諾者 区 分

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

電話番号 ()

次のとおり消防水利標識を掲出することを承諾いたします。

- 1 掲出の場所 綾瀬市
- 2 水利の種別
- 3 水利番号
- 4 掲出位置図

備考 図式は、消防用図式記号を用いて、標識を中心に記入する。

防火水槽撤去申請書

年 月 日

綾瀬市消防長 殿

申請者 区 分

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

電話番号 ()

次のとおり防火水槽を撤去したいので申請します。

1 撤去したい防火水槽

(1) 所在地 綾瀬市

(2) 容 量

(3) 理 由

(4) 撤去の方法

(5) 撤去着手予定日 年 月 日

備考 防火水槽の位置図を添付すること。

防火水槽撤去許可書

年 月 日

様

綾瀬市消防長

印

年 月 日付けで申請のあった防火水槽の撤去については、次のとおり許可します。

1 所在地 綾瀬市

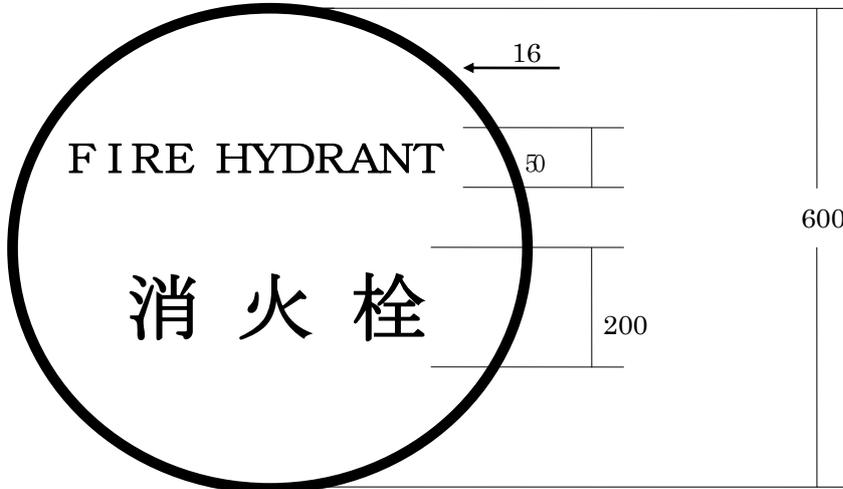
2 水利番号

3 撤去年月日 年 月 日

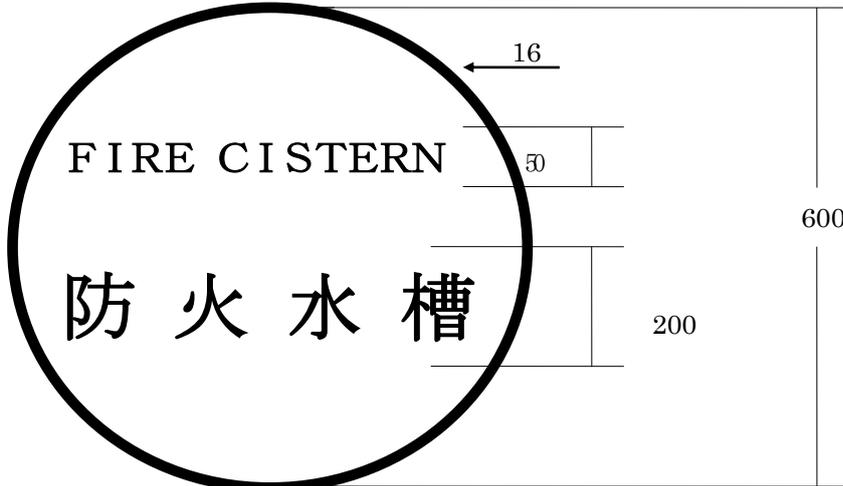
4 撤去の方法

5 撤去の条件

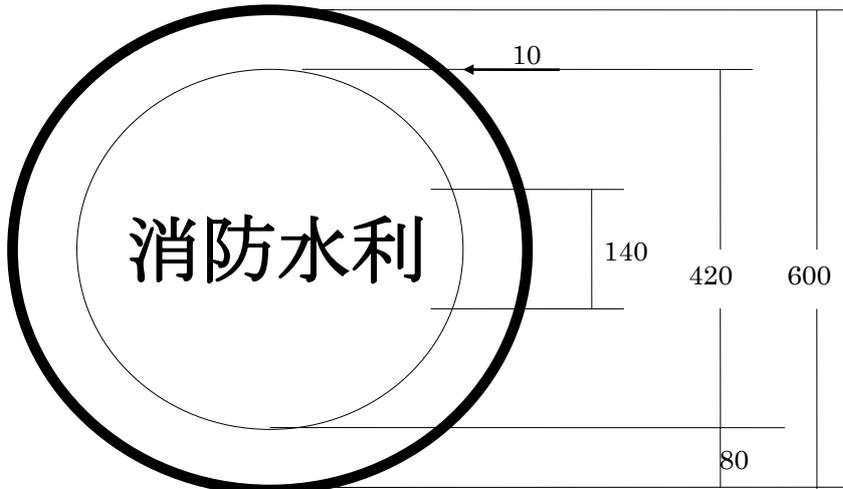
消火栓標識板



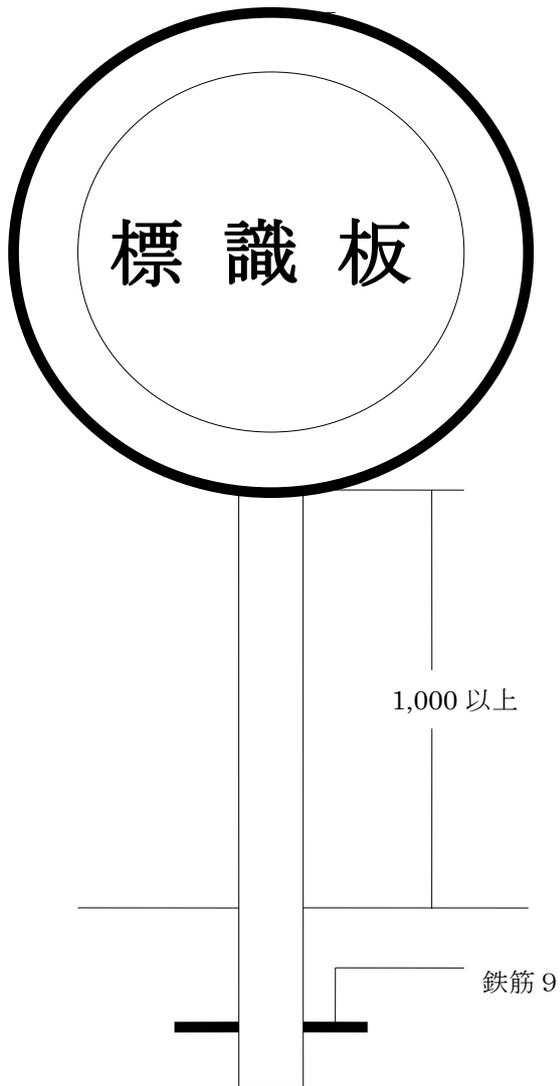
防火水槽標識板



指定水利標識板



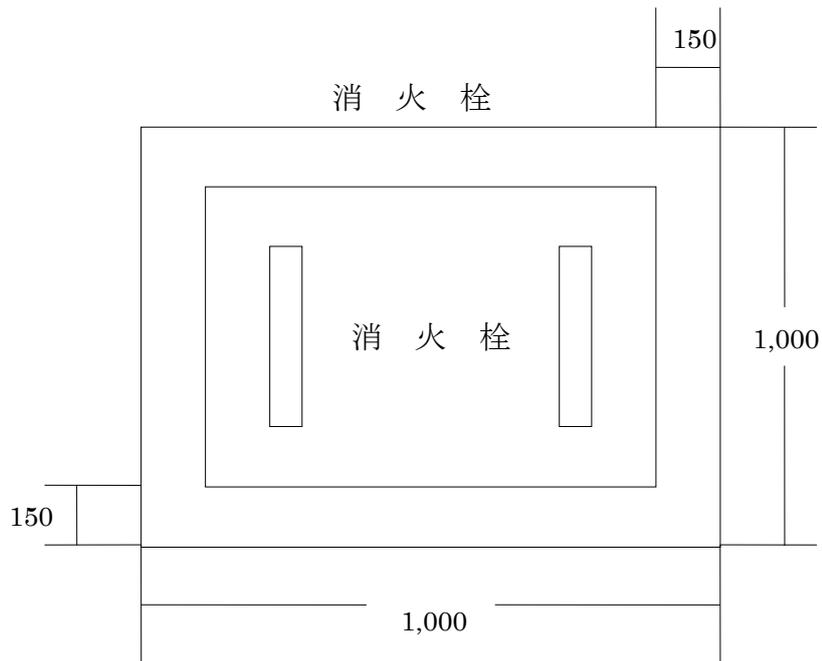
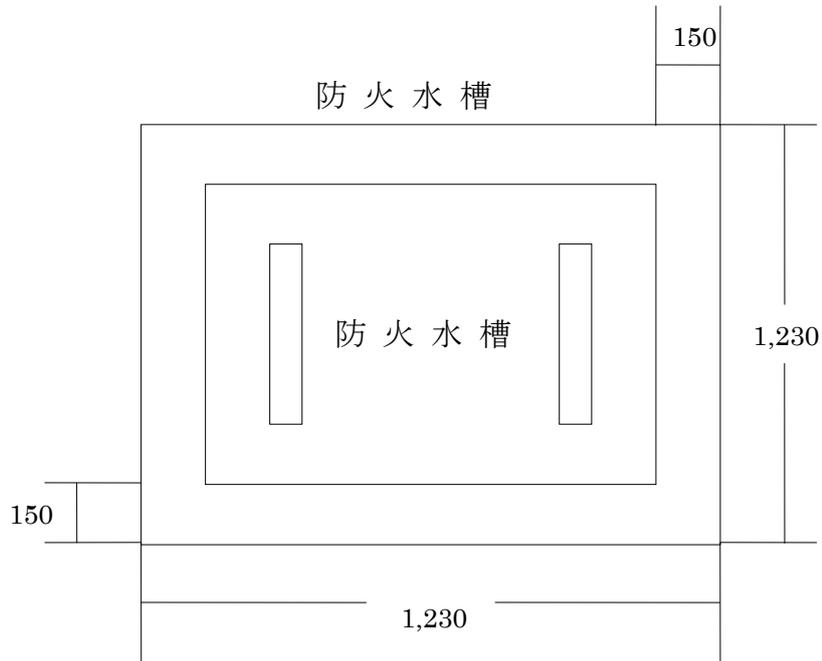
掲出方法



- 備考
- 1 消火栓標識板及び防火水槽標識板の色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。
 - 2 指定消防水利標識板の色彩は、文字及び縁、わくを赤色、地を青色とする。
 - 3 標識板は、右の図により取付け掲出すること、また、著しく困難または不
適当であるときは他の方法によることができる。
 - 4 単位は、ミリとする。

別表第2 (第6条関係)

消防水利路面標示



- 備考 1 路面標示は、黄色とする。
2 単位は、ミリとする。